

平成26年度 第1回
都留市都市計画審議会
会議録

1. 日 時：平成27年2月6日（金）午前10時から午前11時
2. 場 所：都留市消防本部 2階 大会議室
3. 出席者：杉本光男委員・清水絹代委員・小澤眞委員・山本美正委員・
杉山肇委員・佐藤岩生委員・鈴木洋一委員・小林孝次委員・
田中一利委員・大野菊江委員・小林三良委員・藤江啓一委員・
渡辺幸子委員・志村邦治委員・加藤君子委員・小俣澄子委員・
熊坂ひとみ委員
4. 欠席者：上杉実委員・藤江達子委員・佐藤環委員
5. 審議案件：第1号議案 都留都市計画公園の変更について
都留市総合運動公園の変更、樂山風致公園の追加、白木山公園の廃止
6. 報告案件：（1）次回都市計画審議会の開催について

(司 会)

皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日、司会を務めさせていただきます基盤整備課の清水でございます。よろしくお願いいたします。

本日の平成26年度第1回都留市都市計画審議会開催に先立ちまして、申し上げます。

当審議会の委員のうち、関係行政機関の職員の方、市内各種団体を代表する者、又は役員の方の異動がございましたので、審議会に先立ちまして、新たに委員をお願いした方々を紹介させていただきます。なお、新たに委員になられた方々には、委嘱状を事前にお席へ配布させていただいておりますが、お許しをいただきたいと思います。

(新たに委員になられた方の紹介)

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。産業・建設部長の相川でございます。基盤整備課長の榎田でございます。基盤整備課都市計画担当の横瀬でございます。勝俣でございます。

それでは、堀内市長からご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

(市 長)

あらためまして、皆様おはようございます。平成26年度第1回都留市都市計画審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、各委員の皆様には大変お忙しい中、また、足元の悪い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本市の都市計画につきましては、昭和29年の都市計画区域の決定に始まり、その後、幾度かの変更及び新規決定を経て現在に至っております。これまでに、都市計画道路といたしまして、姥沢川通り線など6路線、延長約10キロメートル、また、都市公園としまして、都留市総合運動公園や楽山公園など5箇所の整備を行ってまいりました。その他にも都留文科大前駅を中心といたしました田原地区土地区画整理事業の完成、市公共

下水道の推進等、都市計画事業による様々な基盤整備に取り組んでおり、ご存じのとおり、現在では、井倉地区におきます土地区画整理事業が進められているところであります。

また、地域経済の振興には欠かすことのできない幹線道路等交通網の整備につきましても、国道139号都留バイパスの法能、井倉間が平成23年3月に開通し、さらには、中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化が、平成23年8月に完成し、供用が開始されているところでございます。

最近では、平成24年6月に都留トンネル先から富士吉田方面に向かう約800メートルの市道天神通り線が、国道139号へ変更され、国の管理となりました。これに伴い、国土交通省は今年度より歩道及び車道の整備工事に着手しておりまして、昨年9月には第一期工事として約280メートルが完成し、現在、第二期工事を行っているところであり、引き続き国土交通省が整備を行うこととなっております。

さて、本日もご審議いただきます案件は1件で、都留市総合運動公園の一部除外、楽山風致公園の新規追加、白木山公園の廃止という3つの都市計画公園の変更に関するものとなっております。

詳細な経緯、内容につきましては、事務局より説明させていただきますが、委員の皆様には、様々な観点からのご審議をお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、只今から、平成26年度第1回都留市都市計画審議会を開催いたします。本日、17名の委員の方々にご出席していただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、都市計画変更案諮問に入ります。堀内市長、田中会長、お願いいたします。

(市長)

それでは、審議会に対し諮問させていただきます。

「都留都市計画公園の変更」について諮問いたします。内容につきましては、審議案上程の際、職員に説明させますので、よろしくお願いいたします。

・・・・諮問文の交付・・・・

(司会)

ここで誠に申し訳ございませんが、市長は公務がございますので、これで退席させていただきます。

これから先の議事進行につきましては、都留市都市計画審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長に願することとなっております。それでは、田中会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、座ったままで失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。条例の定めによりまして、会長が議長となるのでありますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

本日は、審議案件が1件でございます。それでは、先ほど市長より諮問がありました案件を審議に入ります。第1号議案「都留都市計画公園の変更」の内容について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

すみませんが、座って説明させていただきます。

最初に、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、配布させていただきました、「平成26年度 第1回 都留市都市計画審議会」と書いてございます21ページの資料を用意させていただきましたが、よろしい

でしょうか。

都市計画公園の変更内容の説明の前に、都市計画審議会につきまして、ご説明させていただきます。

都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合は、市の都市計画審議会の議決を経ることとなっておりますので、本日この会を招集させていただきました。また、平成23年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、都市計画法が改正されました。この改正により、都市計画の決定について、市の場合、都道府県の協議を要することとなり、同意を要しないこととされました。このことにより、それまでは都市計画審議会の答申を受けて山梨県知事の同意を得て都市計画決定告示を行い、決定しておりましたが、平成23年の法改正後は、この審議会の答申を得て、都市計画決定告示を行い、決定することとなりました。

この審議会の議決方法は、都留市都市計画審議会条例第7条にありますように、会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとなっております。

今回の都市計画の変更にあたりましては、都市計画公園の変更区域内の土地所有者及び谷村地区の自治会に通知し、広報やホームページでお知らせして、昨年11月6日に説明会を開催しました。

今回の変更案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧をしております。1月13日から1月27日までの2週間、市役所基盤整備課内で縦覧に供したところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき山梨県に協議をお願いしておりましたが、異存なしとの回答をいただいております。

それでは変更内容につきまして、ご説明させていただきます。

本日、変更する計画の都市計画公園は、谷村地区の上谷にございます、都留市総合運動公園の区域の変更、都留文科大学の東側にございます楽山

公園に隣接する山際に、新しく指定する楽山風致公園、そして、まちづくり交流センター裏山にございます白木山公園の廃止でございます。

都市計画公園は、都市計画法第4条及び第11条で定められた都市施設のひとつで、都市計画審議会の議を経て計画決定された公園でございます。

6ページをご覧ください。

都留市では、谷村町駅前に城南公園、玉川に玉川公園、都留文科大学の東側に楽山公園、西側に都留市総合運動公園、まちづくり交流センター裏山に白木山公園の5つの都市計画公園にございます。都市計画法で定められた公園のほか、都市公園法で指定された公園にございますが、都留市では、玉川にございますサン玉川公園、谷村町駅裏にございます富士見坂公園、都留文科大学前駅の周辺にございます二ノ側公園、三ノ側公園の4つの都市公園にございます。公園のほか、都留市では道路や火葬場、朝日川といったものが都市計画で定められております。

7ページをご覧ください。

都市公園の種類は、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に分けられ、その中でさらに種別に分けられております。都留市には街区公園、近隣公園、運動公園、特殊公園のうちの風致公園が定められております。

街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.05ヘクタールを標準としております。都留市では、谷村町駅前にございます城南公園が街区公園でございます。

近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準としております。都留市では、玉川にございます玉川公園と、先程の楽山公園が近隣公園でございます。

運動公園及び総合公園は、主として運動の用に供することを目的とする公園及び主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、容易に利用することができるように配置し、そ

の敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる規模としております。都留市では、運動公園として、今回区域を変更する計画の総合運動公園がございます。

特殊公園は、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園など、それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めることとしております。都留市では、風致公園として、今回廃止する計画の白木山公園がございます。

9 ページから 11 ページまでが今回変更する計画説明でございます。

12 ページから 14 ページまでが変更する計画図面でございます。

最初に、今回区域の変更をする計画の都留市総合運動公園につきましてご説明致します。都留市総合運動公園は、昭和55年11月に都市計画決定を行い、昭和56年から整備を開始いたしました。昭和61年には野球場が供用開始され、その後、平成15年に陸上競技場を、また、平成16年には陸上競技場の附帯施設及びレクリエーション施設として多目的広場を供用開始するなど順次整備を行ってきました。当初の全体計画では多彩な施設を有する総合的な運動公園として、テニスコート等の施設整備を計画していましたが、都留第二中学校敷地内に同種の公営施設が完成し、機能を代替できること、また、平成15年度に実施された山梨県公共事業評価委員会において事業再検討の意見が出されたことなどを踏まえ、事業費の縮減を図る中で、平成18年度にテニスコート計画地を事業認可区域から除外いたしました。その後、平成21年度の駐車場及び緑地広場の整備により、事業認可区域内の整備を完了し、現在都市公園として11.2ヘクタールを供用しているところでございます。

以上のように市ではこれまで事業認可区域の変更を行いながら総合運動公園の整備を推進してきましたが、住民ニーズや社会情勢の変化、厳しい

財政状況の中、都市計画決定されている区域全体を公園として整備していくことは厳しい状況にあることなどから、総合運動公園の計画全体を見直すこととしました。未整備区域については、市民ニーズや時代にふさわしい計画内容の見直しを図るとともに、地域活性化の観点から、効果的な土地の有効利用など、計画的な土地利用の見直しを行い、計画的に土地利用の転換及び有効活用を図り、市の活性化につなげていくために、総合運動公園の区域の一部、約1.2ヘクタールを都市計画公園の区域から除外することといたしました。

次に、新しく計画しております楽山風致公園についてご説明させていただきます。楽山風致公園の計画区域は、谷村地区上谷南側に位置する楽山の山林で、クヌギやコナラの雑木林となっております。この土地にはムササビをはじめとした多様な生物が生息し、良好な自然環境が保全されている場所であるとともに、楽山公園に隣接しており遊歩道が既に整備されているなど、市民が自然と触れ合える場として優れた立地条件にあり、現在も大学と連携した自然観察会の場として活用されております。この雑木林は、市街地と近接した里山で、住民の生活と共生しながら守り育てられてきた場所ではありますが、近年、社会経済環境や生活様式の変化などにより、里山への関わりが減少し、良好な自然環境が失われていく恐れがあります。楽山公園一帯のエリアについては、都留市都市計画マスタープランにおいて自然系の拠点として位置づけられ、自然環境を保全し、地域交流の場として活用を図っていくことが記されております。また、平成25年9月には、市で「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」を制定し、里山の保全や活用に取り組んでいるところでございます。

また、上谷地区の後背に位置する計画地は、景観的に市街地の背景となっており、市街地景観と一体となった自然景観として、景観形成上も重要な役割を果たしています。この楽山公園と隣接した市有地約6.0ヘクタールにつきまして、将来にわたって良好な自然環境を保全しながら自然と触れ合える場所として活用を図っていくとともに、優れた森林景観を保全していくためには、都市計画公園に指定し、計画的な土地利用を図ってい

くことが必要であると考え、楽山風致公園を新たに風致公園として定めるものでございます。なお、市有地内に土砂災害警戒区域等がございますが、都市計画公園として指定する区域は、警戒区域等を除いたものとなっております。整備の計画につきましては、風致公園でありますので基本的に現況の環境を維持していくものと考えておりますが、公園の中からも街中からも見ることができるように桜の植栽を予定しております。また、遊歩道へのサインやベンチの設置を検討しております。

次に、廃止を計画している白木山公園についてご説明させていただきます。白木山公園は、昭和52年9月24日に供用開始して以来、面積4.0ヘクタールの風致公園として市民に利用されてきましたが、平成22年6月に落石が発生し、現在も落石の危険性が高いため、封鎖をせざるを得ませんでした。白木山公園一帯は、昭和52年12月に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、公園の区域境に落石防護柵が設置されておりますが、法面の至る所に浮石が見られ、公園として落石の危険性を取り除くのは困難な状況でございます。危険性が高い場所を公園として利用を継続することは困難であり、都留市の風致公園としての機能は、新たに指定を行う楽山風致公園で代替可能であるため、白木山公園は廃止をすることといたしました。

15ページをご覧ください。

以上の内容から、新旧対照表の上段にございます(新)でございますが、都留市の都市計画公園は、街区公園である城南公園が0.13ヘクタール、近隣公園である玉川公園が1.4ヘクタール、近隣公園である楽山公園が1.9ヘクタール、運動公園である都留市総合運動公園が24.0ヘクタール、風致公園である新設の楽山風致公園が6.0ヘクタールで合計33.43ヘクタールでございます。現在の都市計画公園の面積が新旧対照表の下段にございます(旧)にございますように、合計で32.63ヘクタールでございますので0.8ヘクタールの増となります。

また、現在供用している都市計画公園の面積につきましては、18.63ヘクタールでございますが、変更後は、楽山風致公園を含めて20.6

3ヘクタールになる計画でございますので、2ヘクタールの増となります。

説明につきましては、以上でございますが、昨年11月6日に開催されました住民説明会での意見等について、16ページから21ページまでございますが、ご説明させていただきます。

質問1、風致公園というのはどういう公園か、でございますが、今ある自然環境をそのまま残していくような公園という回答をいたしました。風致公園とは、特殊公園のうち、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置されたものでございます。

質問2、都留市総合運動公園周辺が、具体的にどう変わっていくのか説明してもらいたい、でございますが、資料13ページの新旧対照図で黄色に着色した部分を今回廃止しますが、この部分には当初テニスコートを計画していましたが、市内に代替施設が整備されたことから、廃止することとしましたと回答いたしました。

質問3、この廃止する部分は、現状ではどのような状況になっているのか、でございますが、現在では特に整備が行われていない状況でありますと回答いたしました。

質問4、将来は、どのような整備を行う予定か、でございますが、区域の中には市の所有地もあり、都留市総合運動公園との一体的な土地利用を検討しているところであると回答いたしました。

質問5、具体的な内容は決定していないのか、でございますが、検討中でありまして、具体的な内容が決まったら、市民の皆さんに周知していくことになると思いますと回答いたしました。

質問6、当面は現状維持ということか、でございますが、公園との一体的な利用を含め、現在検討しているところであると回答いたしました。

質問7、今検討している内容を説明してもらえないか、でございますが、計画の内容が確実になった段階で、市民の皆さんにお知らせする考えであると回答いたしました。

質問 8、計画が確定する前に、市民の意見を聞く機会はあるのか、でございますが、本日は、都留市総合運動公園の区域の一部を公園の区域から除外するという事を説明させてもらっていて、具体的な利用の計画については、説明会を設けるかどうかを含めて検討していきたいと思っておりますと回答いたしました。

質問 9、当面は現状の状態ということで解釈していいか、でございますが、これまで公園としての整備を計画していましたが、今回、公園の区域から除外し、今後は公園と一体的な利用を検討していくという考えでありますと回答いたしました。

質問 10、今回変更する区域に隣接して水道施設の池がある。その付近が大々的に変わっていくという話を耳にした。そういう計画があるのか、でございますが、現在検討中であり、まだ詳細は決まっておりませんが、決定すれば、何らかの形で皆さんに報告することになると思いますと回答いたしました。

質問・意見 11、楽山公園のトイレはぜんぜん使えない。雑草が伸び放題のところがある。そういったことはどう考えているのか。城南公園は子供がよく遊ぶ公園であるが、清掃関係がなっていない。そういうことも併せてよく検討してもらいたい。せつかく公園が整備されているので、市民の皆さんがよく使える公園にしてもらいたい、でございますが、現在でも、委託をかけて管理をしてもらっていて、より使いやすくなるような内容を検討していきたいと思っておりますと回答いたしました。また、地域ごとには自治会にもお願いをしたり、ボランティアの方にも清掃をしてもらったりして、今後進めていきたいと思っておりますと回答いたしました。

質問・意見 12、せつかく公園の見直しを行うので、子供や家族が遊べるような環境づくりをしてもらいたい。自治会等に公園の管理をもらいたい、皆が使える公園にしてもらいたい。現状では、割と公園を利用していない。市から働きかけて、シルバー等を使って清掃活動を行うなど、使いやすい公園にしてもらいたいという意見がございました。

質問 13、水道施設の池の周りでは、大学の学生がバーベキューをしたり、

昼休みに集まってワイワイしたりしている。あの部分はそのまま残してもらいたいと思う。これから計画を進めていくにあたって、頭にいれておいて欲しい、でございますが、池が最終的に残るかどうかはわからないが、そういう意見があったということを担当部署に伝えておきますと回答いたしました。

質問・意見14、大学の学生が池の周りでバーベキューをしたり、桜を見たりしている。先人が、よかれと考えてつくったものである。私は今の状態がいいと思う。市民もおそらくそう考えていると思うという意見がございました。

質問15、風致公園は、風致地区と同じ扱いか、でございますが、風致地区を指定するものではなく、公園として風致公園を指定するものでありますと回答いたしました。

質問16、どのような制限がかかるのか、でございますが、風致公園なので、そこにソーラーパネルを設置するといったことは行なわれませんし、山林の伐採といったことは行なわれません、自然をそのまま残していきますと回答いたしました。

質問17、計画地には、市有地と民有地が混在していると思う。利用がかなり制限されると思う。武田神社周辺は、完全な住宅地であるが風致地区に指定されている。環境重視で考えてもらっていいと思うが、土地の使い方が難しくなる。風致地区をかけてしまうとといった時に、弾力性といったことがどうなのかと思う、でございますが、今回、樂山風致公園として指定する範囲は全て都留市の所有になっておりまして、民有地はございませんと回答いたしました。

質問18、樂山風致公園の区域と急傾斜地崩壊危険区域の地図を重ねてみないとわからないが、安全対策は十分可能ということか。白木山公園は安全対策が不可能なので廃止するという話である、でございますが、今回、樂山風致公園として指定する区域は、急傾斜崩壊危険区域からは外れますと回答いたしました。

質問19、樂山公園は、車で行った時に、駐車場等の案内が少ない気が

する。看板等の整備も併せてやってもらいたい、でございますが、少し前に、楽山公園の入り口に緑色の看板を設置し、少しわかりやすくなったと思いますが、今後、検討していきたいと思っておりますと回答いたしました。

質問20、白木山公園は、廃止になった後は、どのように管理されているのか、でございますが、今のところ、何かを具体的にするといったことは決まっていますが、今の防護柵が古いので、もう少し安全性の高い落石防護柵をつくってもらえるように県にお願いしているところでございますと回答いたしました。

質問21、都市計画で公園を整備することになるが、予算はどのくらい使うのか、でございますが、予算には色々ありまして、工事をするには工事の予算がありまして、今回使っているのは計画の予算でございますと回答いたしました。

質問22、市民の税金が使われて、公園が整備される。公園は市民が憩う場所で、本当に必要な場所だと思う、でございますが、今回新たに指定する楽山風致公園は、自然をそのまま残しつつ、ベンチを置いたり案内板を設置したりすることを考えておりまして、今年、民間の団体と一緒に桜の植栽をしたところでございます。何年かかけて、桜の名所にしようということを計画しておりますと回答いたしました。

意見23、小高い山が多いので、桜の植栽はすばらしいと思うという意見がございました。

意見24、この都市計画が決定した時点で、市民には広報等でお知らせするのか、でございますが、最終的には市民にお知らせをいたしますと回答いたしました。

質問25、モデルになるような公園づくりをして欲しいと思う。ひとつのモデルとして、シーズンを通して使える公園がいい。楽山公園は、春は桜、またアジサイが咲いていて素晴らしい。そういう公園をモデルとして増やしてもらって、自治会等に頑張って頂いて、トイレの清掃を行うとか、草刈をやるだとかしていく必要がある、でございますが、地域、自治会と一緒に考えていきたいと思っておりますと回答いたしました。

質問 26、住民説明会の後の流れをもう一度説明してもらいたい、でございますが、本日の説明会の後、11月10日から25日まで素案の縦覧を行いますと回答いたしました。

質問 27、縦覧は誰がどこで行うのか、でございますが、市の掲示板に公告文を掲示して周知し、素案は基盤整備課で閲覧することができまして、素案を閲覧してもらい意見等がある方には、公述申出書を提出してもらいますと回答いたしました。

質問 28、その段階で除外区域の計画内容についての説明は無いということか、でございますが、今回は都市計画公園から区域を除外するという内容でありまして、土地利用については、別の計画で内容が具体的になった機会ということになりますと回答いたしました。

質問 29、廃止区域の計画についての説明会は、追って行われるということか、でございますが、今後検討いたしますと回答いたしました。

質問 30、本日の意見は、市の掲示板等に掲示されたりするのか、でございますが、今回の都市計画変更に関わる意見については、都市計画審議会に、こういった意見があったということを報告させていただきます。その他の公園に関する意見も色々出ていますが、それらについては、検討するのは検討し、また所管部署に報告いたしますと回答いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局におかれまして、資料に基づいての説明がありました。お手元の資料後半に説明会の意見等が細かく記載されて、わかりやすい内容となっております。

本件に対してのご意見はございますか。意見がございましたら挙手にてお願いいたします。

(〇〇委員)

資料の18ページの意見17、「風致地区をかけてしまうといった時に、

弾力性といったことがどうなのかと思う」という事に対し、回答をいただいておりますが、都市計画とは違いますが、以前、私が桜の件でお城山の質問をさせていただいた時に、県の文化財に指定されているということで、やはり指定を受けた際に、その辺の弾力性というものがないようなことがあるのかどうか聞かせてください。

(事務局)

先ほどの説明にもありましたとおり、今回、新たに指定する楽山風致公園につきましては、全面、市の所有地であります。現状では、そこを開発する計画はございません。白木山公園は民地を借り上げておりましたが、その場合は、開発をしないでくださいというお願いをしてきたと思います。今回は、市有地でありますので、あくまで、憩いの場、集いの場としての公園の整備を考えております。また、昨年度、市民有志の方にご足労いただきまして、県の補助金等を使う中、桜の植樹をした経緯があります。

(〇〇委員)

それではその他に何かを増やす、例えば、ベンチを増やすといったことは弾力的にできるということでしょうか。

(事務局)

風致的な意味合いを持つ公園を考えますと、ベンチを置いたり、看板を造ったりということは可能であると考えております。

(〇〇委員)

楽山の遊歩道のことですが、子供が小さいころによく行きましたが、非常に環境が良くて子供たちも歩きやすいので、都留市にとって貴重な場所だと思います。しかし、残念ながら、かなり荒れてしまっております。以前は、ベンチ等色々ありましたが、20年も前ですのもうなくなっていると思いますが、説明会の意見にもありましたとおり、作った後のメンテ

ナンス、保全管理がなされておらず、造って終わりということが多かったと思います。管理を地域の自治会を通して行っていると思いますが、皆で管理するというので、地域の方たち、あるいは、そこに来る方たちを巻き込んで保全する会などを開き、打合せしながら保全して行く、住民参加の管理方法も必要だと思います。

それから、楽山には珍しい植物があります。そういうものを都留文科大学の先生方、あるいは、学生さん達が調べていると思いますので、ここはこんな素晴らしい所ですよという掲示をした方が良いと思います。また、十日市場の遊歩道では看板が管理されておらず、紙がはがれ、板だけが残っている状態となっている場所もありますので、常に手入れをしてもらいたいと思います。

それから、この前、子ども・子育て会議を傍聴したところ、今、次世代計画を見直ししており、子供たちのことですので公園のことが書いてありましたが、白木山公園が入っておいりました。会議後、課長には言いましたが、ここで5年計画を作ってしまうので、他課とも連携していかないといけないと思います。子供たちに関わることですので、そのことについて言及していただきたいと思います。

(事務局)

3点目の子育て計画の白木山公園につきましては、既に担当課と調整をしております。

1点目の荒れている部分があるということについてですが、隣接する楽山公園から今回指定します楽山風致公園を通りまして、元坂のあたりまでは歩きやすい道となっております。その先の東京電力の水路から深田へ抜ける道は歩きづらい箇所が何箇所かあります。また、元坂から鹿留へ抜ける道は、歩けないほどではありませんが、若干荒れている箇所があります。遊歩道の整備につきましては、地元自治会の協力を得る中、また、市民有志の方の協力を得る中、行っていきたいと考えております。それから、看板につきましても同様の対応をしていきたいと考えております。

2点目の貴重な植物があるということについてですが、楽山公園は都留文科大学に接しております、都留文科大学の先生も学習フィールドの場と捉えております。植物の種類等も把握されていると思いますので、情報交換を行なう中で保全できるような体制をとっていきたいと考えております。

(〇〇委員)

今、まちなかへ猿や鹿がかなりおりてきております。この前も十日市場で鹿を見た方がいらっしゃいましたが、公園に来た人が、そのような動物に遭遇し、危険な目に合うことが想定されます。注意勧告などが必要だと思いますが、この対策についてはどう考えておりますか。

(事務局)

あくまで、自然な公園として風致公園を指定しますので、そこにいる動物を駆除することは難しいと思います。公園に来る方々には、注意喚起を行っていきたいと思います。

(〇〇委員)

今の話をうかがっておりますと、楽山風致公園ができることは賛成であります。また、大学では動植物の研究の場として使っていると思いますが、あの山沿いに畑を持っている方はよくわかっていると思いますが、熊、鹿、猿、猪、マムシ等の動物が頻繁に出ております。これに対する安全性について、どう考えておりますか。

(事務局)

この場所は猪がかなり出る地区だと思います。有害鳥獣の防止につきましては、関係各課とも協議しまして、どうしても柵が必要な所には、柵の整備も考えられると思います。

(〇〇委員)

白木山公園についてですが、市民が利用しやすい場所でありますので、良い場所であると思います。今回、除外する理由としまして、危険であるということが主な理由だと思っておりますが、現状、制限などはしておりますか。

(事務局)

現在は、立入り禁止ということで入れないようにしております。また、落石防護柵設置につきましては、県へお願いしております。

(〇〇委員)

一般家庭と同様に公園もトイレを見れば、いかに管理しているかが一目瞭然であります。説明会の意見の中にもありましたが、トイレが快適に使えない状況なものが多々ありますので、清潔に、また、皆さんが利用しやすいように、自治会の皆さんに頼るだけでなく、行政の方もしっかり管理をして、使いやすい公園づくりをしていただきたいと思います。

(〇〇委員)

地域経営という大きい視点から見ますと、それぞれの要素はそれなりの機能を果たしていると思っておりますが、各要素を繋げて地域全体が繁栄するような視点で言いますと、環境税、これは民有林に限っての使用という事で設定されておりますが、これらを公園や有害鳥獣対策など、全てに応用できるような森林整備ということに広げ、地域経営という視点からもものを見ていただけたらと思います。森林整備をすることによって、駆除ではなく、住み分けという形で有害鳥獣対策もできると思います。全体的に地域経営という形で様々なものがリンクされていけば、何か見えてくるものがあるのではないかと思います。

(議 長)

他に意見がないようですので、事務局にお願いいたします。議事録への掲

載についてであります。〇〇委員の城山の件、〇〇委員の公園らしく整備を、〇〇委員の動物の危害に対する考えはどうか、〇〇委員の白木山公園の管理はどうなっているか、〇〇委員の公園らしく、〇〇委員の地域経営という大きな目でみてもらいたいという6人の方からの質問、意見がございましたので、よろしく申し上げます。

余談になりますが、私も楽山公園を歩いておりますが、かわいらしいテンに出くわしまして、カメラを持っていれば撮影したかったものであります。それから都留文科大学の昆虫採集、これはグループで行っており、多くの方にお会いしております。大変環境がよいと、来客される方からもうかがっております。

それでは、ご意見も出つくしたようでございますので、市長から諮問がありました「都留都市計画公園の変更」についての答申でございますけれども、この件につきましてのご承認をいただけますでしょうか。よろしかったら拍手をお願いいたします。

・・・・全委員の拍手・・・・

全員のご賛同をいただきまして、異議なしと認め、よってそのようにいたします。

(議長)

次に、次第5、報告事項につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

括弧1、次回都市計画審議会の開催でございますが、来年度は今のところ予定はございませんが、平成28年度から平成29年度にかけて、都留市都市計画マスタープランを変更する計画がございますので、そのときには、年に数回会議を開催する予定でございます。平成25年8月に移植しました今回の任期は、平成27年8月5日までとなっておりますので、それ以降につきましては、改めて委嘱させていただきます。よろしくお願

申し上げます。

(議 長)

規定どおりですので、ご意見はないものと思います。

(議 長)

次第6、その他について事務局より何かございますか。

(事務局)

本日、ご審議いただきました内容を会議録として市役所ホームページに掲載し、公表させていただきたいと考えております。

なお、公表に当たり委員名簿は掲載するものとし、意見等発言者の名前は附さないものとします。何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

(議 長)

只今の事務局よりの説明について意見がありましたらお願いいたします。意見がないようですので、そのようをお願いいたします。

委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして予定された議事はすべて終了いたしました。議事進行にご協力をいただきありがとうございました。これで議長を辞させていただきます。

(司 会)

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。以上で平成26年度第1回都留市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。